

# 公債理論と財政景気政策(三)

福 田 孝

## 目 次

- 序章 公債理論の歴史的概説
- 第二章 公債による資金調達の問題
- 第三章 財政支出の変化と有効需要水準 (以上第三・四号)
- 第四章 公債の均衡水準について
  - (一) 新正統派の公債負担論
  - (二) 新正統派の公債負担論に関する批判 (以上第三七・三八号)
  - (三) 公債負担論再説 (以下本号)
- 第六章 公債政策の利用について
  - (一) フィスカル・ポリシーの手段として
  - (二) 世代間の公平の手段として——とくにマスクレープの Pay-as-You-Use の原則について
  - (三) 租税摩擦の解決手段として
- 第七章 公債理論の統合的評価 (以上本号)
- 第八章 公債負担論再説

前節でみたミードとブキャナンの批判に対する疑問と反批判を考察してみたい。

まず、ミードが現代の公債負担論はそれが経済に対する逆効果の面を見逃がしているとしているが、奇しくも、す

でにラーナーは彼の論文、*The Burden of the Debt, in Income, Employment and Public Policy*, Norton, 1948. の中で指摘している。わなわら、ミードのいうピグー効果に関しては、ラーナーの論文一一六一頁に、カルドア拡張に関する點では、一一六二頁において、またミードが指摘した第三の点に関しては同じ一一六二頁、一一六七頁において、第四の点に関する點では一一六五頁に各々指摘していることは注意を要する。しかし、ミードは、ラーナーがとりあげたピグー効果、カルドア効果を違った角度から取り上げ問題としている、とはいえる。ラーナーにあっては経済安定という立場から、ピグー効果、カルドア効果が所得創出効果として作用する限り、それは逆効果ではありえず、望ましい効果にほかならない。従つて、かかる効果の故に公債負担はあり得ず、とするに対しミードはこの効果、故に公債は負担なり、としている点は非常に興味あるところである。ミードは経済成長という観点からピグー効果、カルドア拡張の効果の分析をし、公債の除去、黒字予算の達成がいかに望ましいかを指摘しているといえる。かかるミードの主張に対しハンセンは、公債負担の刺激効果のみの分析に留まり、その景気局面に効果が取り上げられていないとしている。<sup>①</sup>

ハンセンはミードのいうような多額の公債が景気循環過程において経済の安定性をその富裕効果（あるいはラーナー効果、ミードのいうピグー効果）の故に持ちうるとしている。すなわち、ラーナー効果（消費支出に与える効果）<sup>②</sup>の作用は好況期より不況期の方が強いから、消費面においてのビルトイン・スタビライザーハンセンの効果を果す。不況期においても好況期においても利払いは一定水準に保たれるから、不況期においてはインフレ的に拡張要因となり、好況期にはデフレ的縮少要因となるからである。さらに進んでミードがいう公債負担が投資・労働意欲を阻害するという点については、労働効果<sup>③</sup>がその企業の制度にかかっており、投資意欲を阻害するという点についてはあまりその積極的な面はみられない。

また、ミードが主張する公債の除去（彼の方法によつてなされたならば）がなされたならば、社会的な厚生（公共）支出を増加させうる。としているが、公債の除去の額だけ租税収入の増加をはかることになるので、私的所得の切下げ、富の保有の減少により、支出および所得の効果を阻害する結果となるのではなかろうか。公債償還のための付加税も、富の保有は不变であるが、可処分所得の切下げにより、上にのべた所得および支出効果を阻害するであろう。むしろ、公債除去の真の効果は、ビグー効果、ラーナー効果、カルドア拡張をいかに評価するかにあるはずである。従つて、公債負担はほとんどあり得ないといいう見解にまた立ちもどるわけである。このことは、ケインズ的分析による公債負担論、いまだ、インフレの恐れはあつても取るに足らない問題であり、むしろ長期停滞的経済社会を想定すれば、公債はなんら経済的負担とはならない。ケインズが「一般理論」三七二～三頁で述べているように、資本の増大は決して低水準の消費性向に依存するのではなく、むしろそのことによつて阻害されるのである、という視野からすれば、フィスカル・ポリシーの手段としては租税よりは公債の方がより好ましいわけである。租税体系も貯蓄を削減するような租税体系の方が望ましいとさえいえるのではなかろうか。従つて公債の効果はむしろプラスでこそあれ、マイナスではないはずである。

ミードの公債負担論は、経済成長を目的とするフィスカル・ポリシーの一手段としての公債を考え、資本蓄積、貯蓄の増加、消費の削減の諸目的を達成しうるものとしては、公債は適しない故に、公債は負担であるといいう結論に達したものといえる。

従つて、経済状態がいかなる状況にあり、そのフィスカル・ポリシーの目標がどの辺にあるかによつて、公債負担の考え方も違つてきているのである。

ブキャナンがなげかけた批判に関しては、次のようなことが考えられる。

公債も私債も基本的には同じであるとしているが、公債の増加が経済に与えるインパクトとして考えられるラーナー効果は、私債がもち得ない効果をもつことはすでに論じたところである。この点と、政府は貨幣を発行しうる力をもつてのこと、および国民に課税を出来るという点においても国家債務と私的債務との間には差違があることは疑いもないことであろう。また、ブキャナンが指摘したように外債による所得増加の結果として外債も内債も負担となるない故に基本的に類似しているとしているが、外債による場合は実質タームで利子払い、償還という問題が起り、かつ景気循環過程での国際収支上の問題が起るのに対し、内債はかかることがない。しかも、すでに指摘したことであるが、内債には景気安定的効果があるのに対し、外債にはそれがないという差違がある。<sup>④</sup>

将来の世代に負担が転嫁するという問題に関してはロルフの考察を見てみよう。

ロルフは、公債負担の分析にあたってブキャナンがとった手法は間接証明によるものであるとしている。すなわち、第一次的実質負担の担い手となるものは次の三つのグループが考えられる。

(I)新公債の現在の買手、(II)現在の納税者、(III)将来の納税者、である。(I)のグループは公債の創出によつて正味の効用に削減がないこと、(II)のグループも公債が租税との代替関係にあるので、公債発行の時期に租税の増加はない故に負担はない。このことから、(I)、(II)のグループは負担をうけない。従つて、残るは(III)のみであるので第一次実質負担は将来の納税者にかかることになるのである、と。ロルフは(I)、(II)、(III)のグループを各々をえんどう豆にたとええんどう豆は(I)にもない故に、(II)の中に入らねばならない、と主張しているにすぎない、と言い、かかる考え方の誤りである根本原因は、実質負担という概念にあるとしている。この言葉を政府勘定のための生産に使用

される資源の価値と解釈すれば、政府による当該資源使用のための資金調達方法が租税であれ公債であれ、その実質負担は同時代に屬わなければならぬ、としている。従つて、負担のシフトはありえない、としているのである。それらの費用を支払う者が社会のいかなるグループかという負担所在の問題は第一義的なもので實際上の意味をもたないとしている。

これに対しバーンセンも従来の考え方、問題は、現在対将来のそれではなく、同じ世代に属する二つのグループ、納税者のそれから債権者のグループへの移転の問題である、といふ見解から進んで、ブキヤンの批判に対し、将来の世代は公債によって生活が向上するか否かという考え方でこの転嫁の問題を論じる必要があることを指摘している。<sup>(6)</sup>すなわち、公債による借入れが将来の世代の実質所得と実質資産におよぼす効果と影響をみなければならない。ブキヤンの負担論は、眞の犠牲（労働と消費とに対するインパクト）を全然考慮していないといえる。だがブキヤンの公債負担論が、公債の本質との関連においてなされ、新生統派の宿題を提示した点は非常に意義あるものといえる。

公債の負担に関する論議は種々のものがあるが、現段階においては、マスグレーブの公債を世代間の公平のために発行する Pay-as-you-use 的アプローチの仕方がかかる負担のシフトの点に関しては一番摩擦が少ないのではなからうか。

### 注

① Hansen, A. H., *The Public Debt Reconsidered; Review of Economics and Statistics*, Nov., 1959 年より Economic Issues of the 1960'S. McGraw-Hill, 1960.

② 資産の増加による消費が増大するゝとせりあり得るゝ、また資産保有の故に、失業状態にあっても人は気前よく支出するゝとかじかれりとする事実である。

- ③ Hansen たゞ、その「タータをあげて論じて」と Economic Issues of the 1960's, Appendix.
- ④ Hansen, op. cit.,
- ⑤ Rolph, E. R., The Public Principles of Public Debt, Book Review, American Economic Review, 1959.
- ⑥ Hansen, op. cit.

## 第六章 公債政策の利用について

「公債」といふものは、すでにみたように、古典派経済学においては（多少の例外はあるが）消極的意義ないし第1義的意義しかもつていなかつたようと思える。ところが一九三〇年代を境として公債に対する考え方方が変わってきただことはすでに述べたところである。

公債による資金調達方法は、一般公衆からのケースでは、それが消費水準および投資水準におよぼす影響も過去において分析されたよりもはるかに複雑な分析を要するようになつてしまつる。<sup>①</sup> また、公債支出（赤字財政）が、かつて考えられたようにすぐにインフレに結びつくるのでもない。<sup>②</sup> すなわち、ある流動性の条件の下では、赤字財政が有効需要の増加にはなり得ないケースもあり得る。また、公債政策による赤字財政支出がある所得の均衡水準に条件によつては達しうること、（逆に条件によつては公債が無限大に累積する」ともありうる）、更に、公債の負担に関する論議も解決をみていないといえる。従つて、公債政策といふものは多方面な分析の余地がまだありうるともいえる。

以下のところで、公債政策を利用する、その現実的な要請、ないしはその根拠というものをみていただきたい。

## 注

① かつて日本での苦い経験に照らして、公債による赤字財政は、インフレ的だとして、「公債」というものに偏見をもつ人も多いが、今までの考察でわかるように、かつての日本での公債発行は debt financing ではなく、中央銀行引受け、新貨幣發行による資金調達 new money financing であり、本来の定義による debt (borrowing) financing の分析の対象となるものではない。また、日本では一たん均衡財政の原則を破って（財政法の改訂）公債発行（一般会計での）を認めると財政支出膨張の傾向が強いので、遅かれ早かれインフレ的事態を招きやすいので公債発行に反対する人もいる。一般会計で公債を発行するのは反対だが、いわゆる「建設的公債」なら肯定する人もいる。だが、このような事では今日のファイスカル・ポリシーの目標たる高雇用の達成は不可能ではなかろうか。すなわち、適切な財政当局の discretionary policy の運営によって、以上の目的とするところは達成でき得ると思う。

### ② 本論、第三章、二および三節参照

#### (1) ファイスカル・ポリシーの手段として

公債政策をファイスカル・ポリシーの手段として利用する時は、まず考えられることは有効需要水準引上げのためにとられる赤字財政の場合であろう。<sup>①</sup> この点に関しては本論第一章および第三章で詳細に論じたので省略したい。

ここでは、ファイスカル・ポリシーの一環たるデフレ手段としての公債政策（逆はインフレ手段としての公債償還であるが）を簡単にみてみよう。

政府の借入れの効果は（公債発行による、但し借入れた貨幣を支出するのではなく、単に収入面のみを見る時）

一般に、経済の流動性を減退させ、利子率を引上げる可能性がある。従つて、投資が利子彈力的であれば、政府はかかる流動性を減退せしめ、そして利子率の上昇による投資の削減を望む場合にのみ公債による借入れを行うべきである。このことは、ラーナーが指摘するように、「政府が増税によって消費を抑制したり、或いは有用な政府支出を抑

制するよりは、低収益の投資を抑制する方がよいと考ええすればいつでも起つてくる」であろう。従つて、公債による借入れは、課税や政府の経費節約と同じく、デフレの一手段であり、インフレに対する政策と競合するものである。しかし、政府のかかる公債による借入れは、その行動においては、デフレ的なものであるが、公債の存在といふものは、結果的事実においてインフレ的なものである。<sup>④</sup> それは消費支出に対するカルドア拡張またはピグー効果（富裕効果）および「所得効果」の両者のためである。そこでいえることは、公債による借入れと、その他のデフレ手段たる政府の節約および課税との違いというものは、後者が一回限りのデフレ効果をもつてのに対し、前者は債務が返済されるべき時期まで一時的にインフレ効果を相殺するだけである。従つて、公債による借入れは、課税または政府支出の節約に対する代替物でなく、真のデフレ手段を将来のものと便宜な時期までのばす方法として考えられるべきであろう。インフレ手段としてはまさに同じ関係が逆にいえるわけである。公債返還による流動性の増加の直接的なインフレ効果と返済してしまった公債の欠除とに基づく長期的デフレ効果とを伴うのである。

すなわち、デフレ対策（インフレ対策）としての公債政策の利用というものは「公債」そのものによつて收支均衡でされるものではなく、他のフィスカル・ポリシーの手段と共に併用されるべきであろう。

### 注

① 戰費借入れとどう点では、かかる有効需要の上げの一九三〇年代以後の赤字財政政策よりも早いかもしないが、これはいわゆる経済内的問題としての公債というよりも経済外的要因による公債問題といえるのではなかろうか。戦費借入れに関しては、J. M. Buchanan, *The Public Principles of Public Debt*, Irwin, 1958. Chap 10. pp 135~144.

② 本論第一章、三章参照  
③ Lerner, A. P., *The Burden of the National Debt*, in *Income, Employment and Public Policy*, Norton, 1948. p. 270.

④ Lerner, op. cit., p. 270.

### ①時代の公平の再定義——ムスグラーブの Pay-as-you-use 原則について

開発的投資のような将来におけるその国の生産力を増加させるような支出の財源は公債によって賄うのがより適切と考えられる。<sup>①</sup> すなわち、<sup>②</sup> どのような場合の支出は、すでにみじかたよくなり、投資の乗数効果により、将来課税所得の増加をもたらし、税率なしし税負担率を引き上げる必要なしに、公債償還財源を得る可能性が大であるからである。また、かかる支出は、ベンゼンのいう生産創出効果を伴い、インフレの可能性が比較的小少であるから、公債政策の利用を正当化するものであろう。

また、公衆の社会的欲求の充足の必要のために設けられた施設などものは、例えは、運動場のような耐久消費財、ハイウェーのような資本財、あるいは「教育」というような生産性向上のサービス等々、数世代の人々によつて利用される。これらの場合、現在の支出は将来にわたつても便益を提供すると考えられる。当初の支出が大であればある程納税者は一時にこれらの支出のための全費用を引受けることは好まないし、かつこれらの施設のサービスが享受されるる数年ないし数十年を通じて支払うことを選好するかもしれないわけである。従つて、かかる費用は、それを利用ないし享受する人々が公平に負担すべきであるという考え方に基づいて、その解決手段として公債政策を利用するわけである。マスグレーブはこの考え方を利用して Pay-as-you-use の原則を導入している。

資本的支出が継続的かつ同額ずつ行なわれるケースでは問題は全く簡単である。すなわち、新規の計画の租税による資金調達は、既存の計画の利用時支払いによる資金調達に相当するからである。ところが、かかる資本的支出が非継続的である場合には、問題は複雑になるわけである。すなわち、資源は他の用途から引揚げねばならないわけであ

る。この結果、当期の社会が引受けなければならない機会費用が生じるわけである。この機会費用というのは、もしかかる資本的支出が公債発行によつて賄なわれたとすると、この公債発行がなかつた場合に公債によつて吸収された資金は民間の他の目的のために使用されたであろうし、かつ、有効需要水準にある程度の効果を与えると仮定され  
る。従つて、公債発行によつてかかる効用が失なわれたわけであるから、これは公債発行のコストとみるとることができ  
る。そこで、もし資源の引揚げが、現在の消費からか、または民間資本形成からのいづれからが引揚げられると考  
えられる。仮に民間資本形成からの場合には、当期の消費からみて重いかかる資本的支出の負担は緩和される。この  
場合は、公債政策を利用するのが適当と考えられうる。<sup>(3)</sup>

すなわち、利用時支払い Pay-as-you-use 方式によることによつて、たとえそれが資源の総利用可能性を増加  
しないとしても、公債による資金調達は依然として重要な政策手段となるわけである。Pay-as-you-use の原則か  
らいつて、かかる目的のために発行された公債は、当初の支出からの便益が使い果たされてしまふまでに償還されて  
しまわねばならないわけである。このような根拠からマスクレープは予算勘定を経常部分と資本部分に分けた予算書  
を作成すべきとしている。その一例として表1のような予算書が考えられる。

経常予算は租税によつて賄なわれるべきであり<sup>(1)</sup>、支出の側にそれよりの便益が当期に生ずる、財・用役を給付す  
る支出を含むものとする<sup>(2)</sup>。また、過去の期間に購入された便益の当期の利用に対する引当金を含む<sup>(5)</sup>。（これは過  
去の公共サービスによつて作られた私的資産政府資産に対する償却費用を含む）更に、この目的のために借入られた  
資金に対する利子を含み<sup>(4)</sup>、従つて Pay-as-you-use 方式による費用を考慮する。資本予算は借りによつて賄  
われるものとする。支出の側<sup>(1)</sup>に、それより便益が将来生じるであろう財・用役を給付する費用を含む。これらは<sup>(4)</sup>

表1 Pay-as-you-useによる資金調達に関する予算

経常予算		
(1) 租税	83	(3) 当期の便益に対する支出
(2) 赤字	17	75
		(4) 利子
		5
		(5) 償却
		20
		(6) 余り
		0
計	100	計 100

  

資本予算		
(7) 債去	20	(1) 将来の便益に対する支出
(8) 資産売却	3	1. 資産の取得をもたらすもの
(9) 純借入	24	18
(10) 将来の便益の給付の純増加	0	2. 資産の取得をもたらさないもの 12
		(12) 将来の便益の給付の純減少 17
計	47	計 47

(単位 億ドルまたは円)

の1.のように建築物、或いはハイウェーのような政府の資産の取得をもたらすものと、2.のように教育のような私的資産を生むものとが、ある。資本予算の収入の側(7)～(10)に、将来の便益の給付に対する費用を記入する。

これらは経常予算に記入されたとおりの償却費用、政府保有資産の売却、および政府債券の売却からの収入を含む。(10)の項目は、さもなければ民間投資に流れこんだであろう資金を吸収する。経常予算における赤字(2)は、資本予算における将来便益の給付における純減少としてあらわれている。

ここで注意すべきことは、経常予算における将来便益の給付の純減少が、政府の純資産の変化と同等でないということである。従って、赤字と政府の純資産とを等しくするように計画された予算書は次のようなものとなるであろう。

表2は資産の取得を伴わない将来便益を給付する支出が、経常予算に記入される点が異なる。その結果、残高は資産マイナス負債と定義される政府純資産の変化を示す。この資本予算の定式化は、健全予算政策とは、純資産の下落を許さないものであり、そして純資産の変化が予算收支の適切な状態を決定する重要な要因であるということを意味

表2 純資産アプローチに関する予算

経常予算		資本予算	
(1) 租税	83	(3) 資産の取得をもたらさない支出	87
(2) 赤字	29	(4) 利子却	5
計	112	計	112
(6) 債却	20	(10) 資産の取得をもたらす支出	18
(7) 資産売却	3	(11) 純資産の減少	29
(8) 純借入	24		
(9) 純資産の増加	0		
計	47	計	47

(表1と同じ数字を用いている)

するわけである。だが、このことは私企業の資金調達に対する類推にもとづいており、これが適用されるのは公営企業の特殊な場合のみであり、一般の予算活動に適用されないとマスグレープは指摘している。<sup>⑤</sup> すなわち、企業の保有する資産は企業の負債に対する担保であるが、政府の支払能力というものはその国の経済の生産力および経済が包含するところの担税能力とに依存しているわけである。従つて純資産によるアプローチは、予算計画作成の評価規準として、予算資源の適正な配分を妨げることになる。

Pay-as-you-useの原則によれば、将来便益の給付における公債借入れ政策に対する正当な議論を提示するのに対して、純資産アプローチは予算のみに借入れを認めるという点で、財政計画を歪めるものであるといふ。

結論として、マスグレープは、Pay-as-you-use原則による資金調達は直接的に応益課税の原則から推定されるが、公債借入れによる資金調達は、いろいろな世代に費用を分配するために必要とされるとしている。<sup>⑥</sup>

## 注

- ① 収益的事業（我が国の独立採算の政府企業のようなもの）のみに公債発行を要認する人々があるが、これは、公債と私債とを同一視したようなもので「公債」理論のカテゴリーにはいらないものであらうと思う。というのは収益的事実に公債の発行をよしんば認めたとしても、当該企業の能力を越えては公債を出し得ないし、また、償還能力を越えての償還は無理であるからである。決定的に条件が違うのは、かかる公債を通じて、有効需要水準のより機能的、操作性をはかることは不可能である

ムーラードね。

② Musgrave, R. A., *The Theory of Public Finance* Prentice-Hall, 1959. p. 558 ペト。

③ Masgrave, op. cit. p. 559 ペト。但、「合理的な税基に據る、継続た應用に難むりが完全な体系では政府が租税による資金調達を利用すべきである、或は、借り入れによる資金調達を利用すべき等の利益があるだらう。もし納税者が彼の負担を散らすやつを罰むならば、彼は租税負けなしの消費者負担を獲得し、従つてもなければ、資本形成に向かわれるはずの資源の上に支配権を得ねどあらう。公債よりはむしろ民間債が発行されるべきが唯一の差違であるが、結果は公債による資金調達のそれと區じであらう。信用便宜がすべての納税者に等しい条件で利用可能ではない現実の社会では、その同等性があらう。」(同五九頁)

④ 資本予算と課してせ、Lindahl, E., *Studies in the Theory of Money and Capital*, Reinhart, N. Y., 1939.

Myrdal, G., *Fiscal Policy in the Business Cycle*, American Economic Review, sup. MAR., 1939.

Higgins, B., and Musgrave, R. A., *Deficit Finance*, Harvard Univ. Press, Mass. 1941.

Maxwell, J., *The Capital Budget*, Quarterly Journal of Economics, Mar., 1947.

⑤ Musgrave, op. cit., pp. 561~562 からねむ、支払能力があるたまには、民間の法人はその負債に対する資産をもたねばならない。もし資産が増加すれば、負債が増加するが、やうやくたむけ增加でもねばねけである。この論法を政府に適用して経常予算の借入れは不健全であるといふ說を説く人がいるが、これは政府と當利企業との本質的な性質の差違を見落してゐるからである。また、事業の資金調達は純資産を増加せねばならぬが、政府のそれならぬのがケースではなる。同六二頁。

⑥ 実際に、この「pay-as-you-use 原則が複式予算制度によつて、定式化されるなる」が、非常な注意が払われる必要がある。マスグレーヴは述べてゐる。(同書五六一頁)

⑦ Musgrave, op. cit., p. 563. 逐々して、カーリーが二期間にわたる等額の賦税として利用される計画を立てたり、公債による資金調達を通じて世代間の公平のケースを論じてゐる。

## (二)課税摩擦の解決手段として

公共支出の水準の変動に基づく税率の水準の変動を最小にするために、公債政策の利用が考えられる。すなわち、税率の変化は、経済の様々な不確実性の要素を導入すると考えられるからである。課税の摩擦効果が課税水準（所得に対する税収の比率）の上昇につれて、重大な問題となる場合には断続的な公債借入れによる資金調達が望ましい政策と考えられる。このような場合の例として、臨時的な特別な支出とか、耐久財への大量支出の場合が考えられる。これらすべてを課税で賄うとすれば税率の引上げをもたらすであろう。

かかる場合、公債によつて資金を調達し、それを徐々に償還してゆけば租税摩擦が生じる可能性も少なく、前に述べた世代間の公平を達成するという目的も達しうるわけである。戦費の調達<sup>(1)</sup>、臨時的多額な支出は、さもなくば税率の引上げをもたらし、勤労意欲、投資意欲を阻害する可能性があるのでに対し、公債による資金調達はより適切な政策とみなしうるわけである。

以上のことから、税率水準を安定させることができれば、特別な支出は公債で賄われるべきであり、通常支出は租税で調達されるべきであるというのではなく、むしろ、総支出が異常に高い場合は総資金調達の一部分が公債で調達されるべきである、ということを意味する。そして、総支出が異常に低いときは、公債買上げが行なわれるべきである。従つて、マスグレープは十年予算とか、予算は景気循環を通じて均衡さるべきであることを主張している。<sup>(3)</sup>

## 注

- ① 戦時経済の状態における戦費調達は、特別の支出需要の最も重大なケースであろう。特に、有害な刺激効果を避けるために、特に勤労意欲への効果は、課税によるよりも公債による方が害が少ない傾向がある。Keynes, J. M., How to pay for

the war, MacMillan, 1939 参照、およびマスグレーの op. cit., chap II 参照。

② 勤労意欲に対する所得税の関係については、一方では、代替効果によって仕事の量が減り、余暇の時間がふえる。他方、所得効果が働いて、実質所得の減少を通じて、労働時間が延長される傾向が生じるゝとも考えられる。小宮隆太郎氏は、グレークやサンダースの例を検討して、「むしろむしれない」としてゐる。（館・小宮「経済政策の理論」第七章、勧草、一九六四）だが、代替効果が働く可能性は少ないとふれる。Z・カルドアは、勤労意欲とくらむのは支出税の方が、同率の所得税よりも大であらうとしている。

An Expenditure Tax, George Allen & Unwin, 1955. pp 134—136.

③ Musgrave, op. cit., chap. 21 and 23.

## 第七章 公債理論の統合的評価

本稿の冒頭に於て、実質的に多くの頁を「公債」とに関する理論の変遷の考察に捧げたが、ここで今一たび要約、強調すべし」とは、古典派的公債理論にあつては、公債が民間経済に及ぼす効果についての認識と把握が不充分であるが故に、公債の消極的な面を強調するに急であつたこと、および均衡財政主義に束縛されていたこと、等々から公債は後代への負担の転嫁となる」と、および公債の非生産性を論じてゐる、といふことである。

その後の公債理論の負担に関する問題の変遷は、すでに本論第五章で考察したように、かつて重商主義的公債論の貨幣流通的分析、すなわちメロンの章句にみられる「國家の債務は左手から右手への負債であつて、身体がそれによつて弱るとふら」とはない。」という考え方を踏襲し巨視的实物分析まで拡張したラーナー的分析、公債が死重的公債であれば、創出された世代に帰着するとする説、等があるが、ケインズ的所得分析を手段として公債理論を分析

する見解は、公債の負担は後代へシフトすることもあり得ないという見解の一一致点をみている。この「公債は後代へシフトしない」という見解をめぐってブキャナンおよびミードの批判がある。ブキャナンの批判は、財政の過程を交換現象と把握することによって、公債の本質とは何か、という観点より負担の分析を行い第一次的実質負担は将来の納税者に帰着することによつて、公債の本質とは何か、という観点より負担の分析を行つて第一次的実質負担は将来のを指摘しうることは、その公債によつて現実の経済および将来の世代の営む経済状態がいかに変化するかということを分析した上で、その負担の転嫁の問題を論じなければならない、といふことである。<sup>①</sup> また、ミードとラーナー等のいうピグー効果がいかなる大きさを、上述した分析の中でもちうるであろうか、という疑問も生じる。だが、ミードの負担に関する論議は、現在まで考えられてきた効果の逆効果も生じうるということを指摘した点に意義があるといえよう。

また、かつて考えられていた固定的な公式、すなわち、公債＝インフレという概念もけつしてこの公式どうりにあってはまるものではないということを指摘してきた。

むしろ、公債は有効需要水準の低下した時期（景気後退期ないしは不況期）には、財政政策の有力な一つの手段として利用できるといえよう。のみならず、公債負担のより公平な配分手段としても利用しうること、すなわち、マスクレートの Pay-as-you-use—Finance および課税摩擦の回避手段としても利用できることを考察してきた。

概括すれば、公債の経済的負担はあまり考えられないこと、および所得分析の枠の中で特殊のケースを除いては、公債政策はインフレとはすぐに結びつき得ないということが指摘できるのではないか。

ただ、ここまでのとてきた分析態度は、あくまで基礎理論たらんことを第一とし、閉じた経済モデルで、し

かも比較静学的分析であつたことを注意しておきたい。なお、公債は経常支出（一般会計）の赤字を補うためのそれであり、金融市場は完全なものと仮定し、なおかつ、ことわりなき限り、公債はコンスル公債的なものと仮定している点も考慮さるべきである。

このように限定された分析から、公債政策の実践において、我国の公債問題について簡単に考察して、結論にかえたい。

(i) 現在まで我国においては、公債発行はインフレ的であると考えられ、しかも「経済安定」を第一義とする人々から疑惑の目をもつて見られてきた。だが、以上の分析によつてわかるように、公債（本論で定義つけた公債）発行と赤字財政によつては著じるしいインフレが起ることはあり得ないといえる。現在までのインフレ的な公債発行は債務の調達ではなく、新貨幣調達であるといふことが指摘できる。

結局、インフレの原因は、公債にあるのではなく、「純粹にデマンド・プール型のインフレの基本的原因は、あま  
りにも速やかに貨幣供給量を増大させる金融政策か、政府支出をあまりにも速やかに増大させる財政政策にある。<sup>②</sup>」  
といえよう。かかるインフレの抑制策は金融当局の領域に属するといえる。

(ii) 今度の日本経済は「転型期」<sup>③</sup>を経て、民間設備が減少し、過剰設備が顕在化する可能性、等により、有効需要の不足が考えられるので公債発行により公共投資を増加させ、有効需要の不足を補うことが考えられる。だが、日本経済においては第一章、第三章でみたようなケインジアン・トラップの状態にはほど遠いと考えられるので、公債政策によらずとも、拡張的な金融政策によつて民間投資の水準を維持することができるとも考えられる。がしかし、純国内生産に占める民間投資の比率は高水準があるので、社会的間接資本の充実をはかる意味で、公債発行により財政規

模の拡大は望ましくないと考えられる、となる。

注

- ① Bailey, M., *National Income and Price Level*, McGraw-Hill, 1962. pp. 185~190.
- ② 館・小宮共著「経済政策の理論」11章、一八四頁
- ③ 転型期論の詳細は、篠原二代平「経済成長の構造」国元書房、一九六四年参照。